



多良峡もみじの名所作り実行委員会規約

(名 称)

第1条 この会は、多良峡もみじの名所作り実行委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(事務所及び目的)

第2条 委員会の事務所は、岐阜県大垣市上石津町宮218番地6に置く。委員会は、多良峡をもみじの名所にすることを目的とする。

(事 業)

第3条 委員会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①「多良峡へのもみじの植栽」
- ②「植栽したもみじの保育」
- ③「多良峡もみじの名所作りに関するPR活動」

(事業年度)

第4条 委員会の事業は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会 員)

第5条 委員会の会員は、本会の目的に賛同する者とする。

(会費等の納入義務)

第6条 会員は、所定の年会費を年度始めに納入しなければならない。

(役員の種類及び数)

第7条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|-------|----|
| ① 会 長 | 1名 |
| ② 副会長 | 2名 |
| ③ 会 計 | 1名 |
| ④ 監 事 | 2名 |
| ⑤ 書 記 | 1名 |

(職 務)

第8条 会長は本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたとき、



その職務を代行する。

(資産の構成)

第9条 委員会の資産は、次に掲げる収入をもって構成する。

- ① 年会費
- ② その他の収入

(収支決算)

第10条 委員会の収支決算は年度終了後 1 ヶ月以内にその年度の収支決算報告を会員に報告する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 費)

第12条 本会の年会費は年度額 1, 000 円とし会員は年度初めに納入する。

(附 則)

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。